

告 発 状

2015年（平成27年）7月21日

兵庫県警察本部長 殿

告発人 住所 兵庫県西宮市 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 森池 豊武
職業 大学講師

告発人 住所 兵庫県神戸市 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 今井 清純
職業 無職

告発人 住所 兵庫県神戸市 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 久保 俊介
職業 釣具店経営

被告発人 住所 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町2丁目
17番21—615号

氏名 大野 一

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市西区神出町東100

氏名 坊池 正

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市玉津町新方
208番の4

氏名 梅田 幸広

職業 神戸市議会議員

被告発人 住所 兵庫県神戸市芦原通3丁目1—3

氏名 竹畑 優一

職業 会社経営

被告発人 住所 兵庫県神戸市北区有野中町2丁目
3—9—306

氏名 横石 弘樹

職業 不詳

第1 告発の趣旨

被告発人等の下記所為は、刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）及び刑法246条第2項（詐欺罪）及び詐欺罪の共犯に該当するものと思料されるので、被告発人等を厳重に処罰されたく告発する。

第2 告発の事実

- (1) 被告発人 大野 一は自民党神戸の会派代表者として、また坊池 正は自民党神戸の経理責任者として、日時不詳、場所不詳において、平成23年9月1日～平成23年12月31日までの期間の「神戸市政に関するアンケート調査」及び平成24年1月4日～平成24年3月30日までの期間の「医療産業都市構想に期待するもの」について調査委託を行った事実はないのに、政務活動費の収支報告書に調査委託を行ったと虚偽の記載をして、平成24年5月18日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、945,000円の返還をのがれたものである。
- (2) 被告発人 大野 一は自民党神戸の会派代表者として、また梅田 幸広は自民党神戸の経理責任者として、日時不詳、場所不詳において、平成24年4月1日～平成24年8月31日までの期間の「高齢者福祉に対する市民意識調査」及び平成24年10月1日～平成24年12月30日までの期間「関西広域連合の認知度調査」について調査委託を行った事実はないのに、政務活動費の収支報告書に調査委託を行ったと虚偽の記載をして、平成25年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、1,785,000円の返還をのがれたものである。
- (3) 被告発人 竹畑 優一は株式会社 ワイズフォーの代表取締役社長として日時不詳、場所不詳において、「神戸市政に関するアンケート調査」、「医療産業都市構想に期待するもの」、「高齢者福祉に対する市民意識調査」及び「関西広域連合の認知度調査」の調査委託を受けたことはなく、実際に調査を行った事実はないのに、2012年1月10日付の420,000円の虚偽の領収書、2012年3月30日付の525,000円の虚偽の領収書、2012年8月31日付の525,000円の虚偽の領収書及び2013年1月10日付の1,260,000円の虚偽の

領収書を発行し、被告発人 大野一、坊池 正、梅田 幸広等の詐欺行為の共犯としての役割を果たしたものである。

- (4) 被告発人 横石弘樹は日時不詳、場所不詳において、自民党神戸が行ったとされる「神戸市政に関するアンケート調査」、「医療産業都市構想に期待するもの」、「高齢者福祉に対する市民意識調査」及び「関西広域連合の認知度調査」の4件の調査委託が虚偽であることを知りながら、「株式会社 ワイズフォー」代表取締役である被告発人 竹畑 優一と共謀し架空の領収書4枚、計2,730,000円の発行を依頼し、被告発人 大野一に手渡す等、本件詐欺行為の共犯としての役割を果たしたものである。

第3 告発の事情

- (1) 神戸市議会の会派「自民党神戸」が業者に委託した調査などで政務活動費に不透明な支出が見つかった問題（2015年～7月9日の神戸新聞等で報道）で、委託先の一つとされる神戸市内の人材派遣会社（株式会社ワイズフォー）の男性社長（被告発人 竹畑 優一）が6日神戸新聞社などの取材に応じ、「友人の男性（被告発人 横石弘樹）に頼まれて2,3回会社名義の領収書を発行した。（会社として）調査はやっていない」と証言した。
- (2) 被告発人 大野一が調査を依頼したとしていた30代の男性（被告発人 横石弘樹）が8日までに神戸新聞の取材に応じ、「調査委託を受けた事実はないし、調査に携わったこともない。結果報告書も作っていない」と明言し、会社社長（被告発人 竹畑 優一）と同様、調査の報酬も受け取っていないとしている。また、この男性（被告発人 横石弘樹）は、被告発人 大野一から架空の領収書を発行できる業者との仲介を頼まれたとっており、調査委託自体が架空だった疑いが強まっている。
- (3) 4件の調査委託に係る事実関係は以下のとおりである。

■第一件目

「介護保険・国民健康保険について 神戸市政に関するアンケート調査（平成23年9月1日～12月31日）」

- ①被告発人 大野一が被告発人 横石弘樹に本件調査を委託。【被告発人 横石弘樹は調査委託を受けていないと証言】
- ②平成23年9月1日 被告発人 大野一が神戸市会議長に調査委託について下記の(届出)を提出。

1	委託先	株式会社 ワイズフォー
2	調査項目	神戸市政に関するアンケート調査
3	委託期間	平成23年9月1日～平成23年12月31日
4	委託金額	¥ 420,000-(税込み)

③株式会社 ワイズフォーあるいは被告発人 横石弘樹が調査を実施。

【株式会社 ワイズフォーの代表取締役社長（被告発人 竹畑 優一）も被告発人 横石弘樹も実際に調査は行っていないと証言】

④株式会社 ワイズフォーあるいは被告発人 横石弘樹が調査結果報告書を作成。**【株式会社 ワイズフォーの代表取締役社長（被告発人 松**

田

賢三）も被告発人 横石弘樹も結果報告書を実際は作成していないと証言】

⑤平成24年1月10日 被告発人 大野一が神戸市会議長に調査委託について下記の(報告)を提出。

1	委託先	株式会社 ワイズフォー
2	調査項目	神戸市政に関するアンケート調査
3	委託期間	平成23年9月1日～平成23年12月31日
4	委託金額	¥ 420,000-(税込み)
5	調査結果の概要	<p>(1) 介護保険、医療保険の一般会計からの持ち出し金額について市民意識は非常に薄かった。</p> <p>(2) 医療産業都市構想の内容の市民理解は余り進んでいなかった。</p>

⑥被告発人 大野一が被告発人 横石弘樹に費用は会派の部屋でキャッシュで支払った。

【被告発人 横石弘樹は報酬を受け取っていないと証言】

⑦被告発人 竹畑 優一（株会社ワイズフォー社長）が被告発人 横石弘樹の指示通りの金額と「自民党神戸」の宛名を記入した領収書を発行し仲介人の男性（被告発人 横石弘樹）に渡した。

⑧被告発人 大野一は被告発人 横石弘樹から株式会社 ワイズフォー名義の領収書を平成25年5月18日に神戸市会議長あてに提出した収支報告書の政務調査費領収書等添付用紙の用途項目調査委託費欄に¥420,000円の領収書を添付。備考欄に1/10 調査委託料 ¥42

0,000円と記載。

⑨被告発人 大野一は7月3日、アンケートの調査結果を公開。アンケートに係る見積もりや積算根拠は示されていない。

⑩公開された調査結果は実施した事業者名や発行者の記載もなく、わずかにA4 2枚で、介護保険・国民健康保険に関するアンケート調査以外に、

神戸市が進めている医療産業都市構想に関する設問が追加されている。

いずれも、設問内容が稚拙で、調査の態をなしておらず、調査対象の属性(性別・年齢・居住地等)は明らかにされていない。又、調査手法についても記載がない。調査結果は【はい いいえ】がパーセンテージで示されているだけである。

レポートとして次の記載があった。

「介護保険のサービス・負担については、よく理解して頂いておりますが、国民健康保険同様に介護保険の会計の仕組みについては、認識は大変低いと思われまます。そのためアンケート中に「介護保険の仕組みや一般会計等の説明に」大変時間を費やしました。医療産業都市構想は、名前の認知度は低いため、場所の説明をすると解って頂いた。重い病気なの方や家族方への認識は非常に高い。医療産業都市構想の内容認識については大変低いですが、説明により納得して頂いた。」

全体として、報告書の態をなしておらず、レポートも、意味不明の感想に止まっている。

【被告発人 横石弘樹も、株式会社 ワイズフォー代表取締役社長(被告発人 竹畑 優一)も調査を行っておらず、調査結果報告書も作成していないと証言している。この報告書は何時・誰によって作成されたのか不明である。】

■第二件目

「医療産業都市構想に期待するものについて 神戸市政に関するアンケート調査

(平成24年1月4日～3月30日)」

①被告発人 大野一が被告発人 横石弘樹に本件調査を委託。【被告発人 横石弘樹は調査委託を受けていないと証言】

②平成24年1月4日 被告発人 大野一が神戸市会議長に調査委託について下記の(届出)を提出。

1 委託先	株式会社 ワイズフォー
-------	-------------

2	調査項目	医療産業都市構想に期待するもの
3	委託期間	平成24年1月4日～平成24年3月30日
4	委託金額	¥ 525,000

- ③株式会社 ワイズフォーあるいは被告発人 横石弘樹が調査を実施。
【株式会社 ワイズフォーの代表取締役社長（被告発人 竹畑 優一）も被告発人 横石弘樹も実際に調査は行っていないと証言】
- ④株式会社 ワイズフォーあるいは被告発人 横石弘樹が調査結果報告書を作成。**【株式会社 ワイズフォーの代表取締役社長（被告発人 松田賢三）も被告発人 横石弘樹も結果報告書を実際は作成していないと証言】**
- ⑤平成24年3月30日 被告発人 大野一が神戸市会議長に調査委託について下記の(報告)を提出。

1	委託先	株式会社 ワイズフォー
2	調査項目	医療産業都市構想に期待するもの
3	委託期間	平成24年1月4日～平成24年3月30日
4	委託金額	¥ 525,000-
5	調査結果の概要	
	(1)	高度医療に期待するものが最も多く、ほとんどの市民といえる。
	(2)	経済効果については余り期待している声なかった。
	(3)	全般的には好印象で受けとめられている
	(4)	その他医療全般に亘り、さまざまな意見があった。

- ⑥被告発人 大野一が被告発人 横石弘樹に費用は会派の部屋でキャッシュで支払った。
【被告発人 横石弘樹は報酬を受け取っていないと証言】
- ⑦被告発人 竹畑 優一（株会社ワイズフォー社長）が被告発人 横石弘樹の指示通りの金額と「自民党神戸」の宛名を記入した領収書を発行し仲介人の男性（被告発人 横石弘樹）に渡した。
- ⑧被告発人 大野一は被告発人 横石弘樹から株式会社 ワイズフォー名義の領収書を平成25年5月18日に神戸市議会議長あてに提出した収支報告書の政務調査費領収書等添付用紙の用途項目調査委託費欄に¥525,000円の領収書を添付。備考欄に3/30 調査委託料 ¥525,000円と記載。
- ⑨被告発人 大野一は7月3日、アンケートの調査結果を公開。アンケー

トに係る見積もりや積算根拠は示されていない。

⑩公開された調査結果は実施した事業者名や発行者の記載もなく、わずかA4 1枚で、わずか7問の設問が【はい いいえ】のパーセンテージで示されているだけである。

いずれも、設問内容が稚拙で、調査の態をなしておらず、調査対象の属性(性別・年齢・居住地等)は明らかにされていない。又、調査手法についても記載がない。

レポートとして次の記載があった。

「高度医療に対する期待は大変高い。全般的には好印象であったが、経済効果については期待の声が低かった。さまざまな医療に対する要望があった。」全体として、報告書の態をなしておらず、レポートも、わずか2行で一般的な感想に止まっている。

【被告発人 横石弘樹も、株式会社 ワイズフォー代表取締役社長(被告発人 竹畑 優一)も調査を行っておらず、調査結果報告書も作成していないと証言している。この報告書は何時・誰によって作成されたのか不明である。】

■第三件目

「高齢者福祉に対する市民意識調査

(平成24年4月1日～8月31日)」

①被告発人 大野一が被告発人 横石弘樹に本件調査を委託。【被告発人 横石弘樹は調査委託を受けていないと証言】

②平成24年4月1日 被告発人 大野一が神戸市会議長に調査委託について下記の(届出)を提出。

1	委託先	株式会社 ワイズフォー
2	調査項目	高齢者福祉に関する市民意識
3	委託期間	平成24年4月1日～8月31日
4	委託金額	¥ 525,000-

③株式会社 ワイズフォーあるいは被告発人 横石弘樹が調査を実施。

【株式会社 ワイズフォーの代表取締役社長(被告発人 竹畑 優一)も被告発人 横石弘樹も実際に調査は行っていないと証言】

④株式会社 ワイズフォーあるいは被告発人 横石弘樹が調査結果報告書を作成。【株式会社 ワイズフォーの代表取締役社長(被告発人 松田賢三)も被告発人 横石弘樹も結果報告書を実際は作成していないと

証言】

- ⑤平成24年9月10日 被告発人 大野一が神戸市会議長に調査委託について下記の(報告)を提出。

1	委託先	株式会社 ワイズフォー
2	調査項目	高齢者福祉に関する市民意識
3	委託期間	平成24年4月1日～8月31日
4	委託金額	¥ 525,000-
5	調査結果の概要	
	○	在宅福祉の更なる充実に期待する市民が多い。
	○	施設数(特養・老健)の増加を希望する声大きい。
	○	介護保険制度におけるさらなる税負担へは慎重な意見が多い。

- ⑥被告発人 大野一が被告発人 横石弘樹に費用は会派の部屋でキャッシュで支払った。

【被告発人 横石弘樹は報酬を受け取っていないと証言】

- ⑦被告発人 竹畑 優一(株会社ワイズフォー社長)が被告発人 横石弘樹の指示通りの金額と「自民党神戸」の宛名を記入した領収書を発行し仲介人の男性(被告発人 横石弘樹)に渡した。
- ⑧被告発人 大野一は被告発人 横石弘樹から株式会社 ワイズフォー名義の領収書を平成25年5月20日に神戸市議会議長あてに提出した収支報告書の政務調査費領収書等添付用紙の用途項目調査委託費欄に¥525,000円の領収書を添付。備考欄に8/31 調査委託料(4/1～8/31) ¥525,000円と記載。
- ⑨被告発人 大野一は7月3日、アンケートの調査結果を公開。アンケートに係る見積もりや積算根拠は示されていない。
- ⑩公開された調査結果は実施した事業者名や発行者の記載もなく、わずかA4 1枚で、わずか7問の設問が【はい いいえ】のパーセンテージで示されているだけである。

いずれも、設問内容が稚拙で、調査の態をなしておらず、調査対象の属性(性別・年齢・居住地等)は明らかにされていない。又、調査手法についても記載がない。

レポートとして次の記載があった。

「在宅医療の更なる充実に期待する声は多い。又、特別養護老人ホームや老健センターの増設への希望は大変多い。しかし、介護保険制度における更な

る税負担へは大変慎重な意見が多かった。あと、アンケート外だが、介護保険制度のルールが厳しいため柔軟性の対応をして欲しいとの要望もあった。」全体として、報告書の態をなしておらず、レポートの文章も稚拙で、わずか3行の一般的な感想に止まっている。又、設問05では【はい 76%、いいえ 34%】と記載され、合計は110%になるなど、信頼性は全くないと思われる。

【被告発人 横石弘樹も、株式会社 ワイズフォー代表取締役社長（被告発人 竹畑 優一）も調査を行っておらず、調査結果報告書も作成していないと証言している。この報告書は何時・誰によって作成されたのか不明である。】

■第四件目

「関西広域連合・道州制・特別自治市等の新しい地方自治の在り方に対しての市民の意識調査

（平成24年10月1日～12月31日）」

- ①被告発人 大野一が被告発人 横石弘樹に本件調査を委託。【被告発人 横石弘樹は調査委託を受けていないと証言】
- ②平成24年10月1日 被告発人 大野一が神戸市会議長に調査委託について下記の(届出)を提出。

1	委託先	株式会社 ワイズフォー
2	調査項目	関西広域連合の認知度 道州制及び特別市政等の新しい地方のあり方 に対しての市民の意識調査
3	委託期間	平成24年10月1日～平成24年12月30日
4	委託金額	¥ 1, 260, 000-

- ③株式会社 ワイズフォーあるいは被告発人 横石弘樹が調査を実施。【株式会社 ワイズフォーの代表取締役社長（被告発人 竹畑 優一）も被告発人 横石弘樹も実際に調査は行っていないと証言】
- ④株式会社 ワイズフォーあるいは被告発人 横石弘樹が調査結果報告書を作成。【株式会社 ワイズフォーの代表取締役社長（被告発人 松田賢三）も被告発人 横石弘樹も結果報告書を実際は作成していないと証言】
- ⑤平成25年1月10日 被告発人 大野一が神戸市会議長に調査委託について下記の(報告)を提出。

1	委託先	株式会社 ワイズフォー
2	調査項目	関西広域連合の認知度
3	委託期間	平成24年10月1日～平成24年12月30日
4	委託金額	¥ 1, 260, 000-
5	調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西広域連合に対しての市民の認知度は約30%程度と低い。 ・ 道州制、特別市政等の新しい地方自治のあり方も認知度は低い。 ・ 全体にその必要性は感じているが、一般市民には捕らえにくいテーマである事がわかる。

⑥被告発人 大野一が被告発人 横石弘樹に調査費用を会派の部屋でキャッシュで支払った。

【被告発人 横石弘樹は報酬を受け取っていないと証言】

⑦被告発人 竹畑 優一（株会社ワイズフォー社長）が被告発人 横石弘樹の指示通りの金額と「自民党神戸」の宛名を記入した領収書を発行し仲介人の男性（被告発人 横石弘樹）に渡した。

⑧被告発人 大野一は被告発人 横石弘樹から株式会社 ワイズフォー名義の領収書を平成25年5月20日に神戸市議会議長あてに提出した収支報告書の政務調査費領収書等添付用紙の用途項目調査委託費欄に ¥1, 260, 000円の領収書を添付。備考欄に1/10 調査委託料（10/1～12/31） ¥1, 260, 000-と記載。

⑨被告発人 大野一は7月3日、アンケートの調査結果を公開。アンケートに係る見積もりや積算根拠は示されていない。

⑩公開された調査結果は実施した事業者名や発行者の記載もなく、わずかA4 1枚で、わずか8問の設問が【はい いいえ】のパーセンテージで示されているだけである。

いずれも、設問内容が稚拙で、調査の態をなしておらず、調査対象の属性（性別・年齢・居住地等）は明らかにされていない。又、調査手法についても記載がない。

レポートとして次の記載があった。

「関西広域連合・特別自治市に対する認知度は低い。マスメディアによる発信により道州制やアンケート外であるが大阪都構想は認知度が高い。二重行政解消による市民負担が軽減されるなら必要性を感じるようだが、そう

でなければ一般市民には捕らえ難いテーマのようです。」

全体として、報告書の態をなしておらず、レポートの文章も稚拙で、わずか3行の一般的な感想に止まっている。

【被告発人 横石弘樹も、株式会社 ワイズフォー代表取締役社長（被告発人 竹畑 優一）も調査を行っておらず、調査結果報告書も作成していないと証言している。この報告書は何時・誰によって作成されたのか不明である。】

- (4) 被告発人 大野一は、平成27年7月6日、神戸市議会事務局を通じて政務活動費に係る4件の支出金の全額2,730,000を利息を含めて返還した。

以上の事実から、被告発人 大野一、被告発人 坊池 正、被告発人 梅田幸広、被告発人 竹畑 優一、及び被告発人 横石弘樹等の上記所為は、刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）及び刑法246条第2項（詐欺罪）及び詐欺罪の共犯に該当するものと思料されるので、捜査当局に置かれては、慎重に捜査を行われ、被告発人等を厳重に処罰されたく告発する。

第4 自民党神戸の政務活動費をめぐるその他の疑惑について

- (1) 2015年7月1日の神戸新聞で、神戸市議会の会派「自民党神戸」が2010年～14年度に、調査や印刷の委託費として政務活動費から約1120万円を支出した業者が、支出報告書に添付された領収書の住所に存在しないこと等から、「政活費1120万円“不透明”支出」として

報道された。

- (2) 問題点として以下の諸点が指摘されている。

①11件、約1120万円の調査や印刷の委託に被告発人 大野一が関わっていること。

②委託された業者「カンスケ・インターナショナル株式会社」は法人登記上、「寿司店経営」が設立の目的で、本店が米・ハワイ、支店が大阪市

内

にある。

③報告書に添付された領収書の住所は2種類ある。

「大阪市北区芝田2丁目3番23号」

「大阪市北区芝田2-4-3」

一方は登記上の支店の住所と一致するが、もう一方は一致しない。

- ④いずれのビルにも09年以降この業者が入居した形跡はなかった。
業者の役員という男性は「10年ほど前に大阪市内に支店はあったが、現在は神戸市内の住宅を拠点にしている。登記の変更手続きが複雑なため、(登記の変更を)怠っていただけ。」と説明。
- ⑤この業者の役員は、市議(被告発人 大野一)とは以前から知り合いで、「有権者への電話アンケートなどを請け負ってきた。調査委託はこの市議(被告発人 大野一)からだけ受けている。家族らも含めて調査活動をしている。」などと説明。
- ⑥アンケートの対象者は3000人か～10000人となっているが、その属性(性別・年齢・居住地等)は一切分からない。
- ⑦設問内容が十分に精査されておらず、設問内容と回答の選択肢があっていない調査もある。回答には各設問に対する回答者数と割合しか記されていない。
- ⑧電話調査の特徴的傾向として、1問目は対象者の3～4割程度が回答、2問目以降は段階的に回答者が減少。
- ⑨調査結果はいずれもA4 3～4枚程度で、調査レポートはいずれも3～4行程度で、あえて調査する必要性に疑問符が付きそうな一般論や、調査結果ではなく「感想」のような記述も含まれていた。
- ⑩■障害者福祉施策、特別支援学校の在り方等に対する市民意識調査(平成24年10月1日～2月28日)のQ4「社会全体が障害者に優しい街づくりという意味で、ノーマライゼーションの考え方を目指しています。出来るだけ障害者の方が歩く場所に段差党の内容(【段差等の無いよう】の間違い)な社会を作ることです。貴方はどのように考えますか。」は、■国民健康保険の保険料の在り方にたいする市民意識調査(平成26年7月1日～9月30日)のQ4「社会全体が障害者に優しい街づくりという意味で、ノーマライゼーションの考え方を目指しています。出来るだけ障害者の方が歩く場所に段差党の内容(【段差等の無いよう】の間違い)な社会を作ることです。貴方はどのように考えますか。」と同

一であり、間違っただまの報告が2年間そのままであるなど、調査結果は全く信頼することができない。

- (3) 被告発人 大野一は、平成27年7月6日、神戸市議会事務局を通じて政務活動費に係る11件の支出金の全額約1120万円を利息を含めて返還した。
- (4) 以上の事実から、被告発人 大野一が関わった11件の調査委託は極めて多くの問題があり、調査自体が架空のものであると考えられる。捜査当局におかれては上記4件の告発と同様、慎重に捜査を行われ、被疑事実がある場合は、被告発人等を厳重に処罰されることを望みます。

第5 添付資料

- 1 神戸新聞 (2015年7月1日 朝刊 1面及び26面)
- 2 神戸新聞 (2015年7月2日 朝刊)
- 3 神戸新聞 (2015年7月3日 夕刊)
- 4 神戸新聞 (2015年7月4日 朝刊 1面及び29面)
- 5 神戸新聞 (2015年7月7日 朝刊)
- 6 神戸新聞 (2015年7月8日 夕刊)
- 7 神戸新聞 (2015年7月9日 朝刊)
- 8 収支報告書 (平成24年5月18日)
- 9 調査委託について (届出) 平成23年9月1日
- 10 調査委託について (報告) 平成24年1月10日
- 11 調査委託について (届出) 平成24年1月4日
- 12 調査委託について (報告) 平成24年3月30日
- 13 領収書 (¥420,000) 2012年1月10日
- 14 領収書 (¥525,000円) 2012年3月30日
- 15 収支報告書 (平成25年5月20日 表裏)
- 16 調査委託について (届出) 平成24年4月1日
- 17 調査委託について (報告) 平成24年9月10日

- 1 8 調査委託について（届出）平成 24 年 10 月 1 日
- 1 9 調査委託について（報告）平成 25 年 1 月 10 日
- 2 0 領収書（¥ 5 2 5, 0 0 0）2012 年 8 月 31 日
- 2 1 領収書（¥ 1, 2 6 0, 0 0 0）20112 年 1 月 10 日
- 2 2 介護保険・国民健康保険について 神戸市政に関するアンケート調査
- 2 3 医療産業都市構想に期待するものについて 神戸市政に関するアンケート調査
- 2 4 高齢者福祉に対する市民意識調査
- 2 5 関西広域連合・道州制・特別自治市党の新しい地方自治の在り方に対しての市民の意識調査
（* 8 ~ 2 5 は株式会社 ワイズフォーに関連する資料）
- 2 6 収支報告書（平成 23 年 5 月 20 日）
- 2 7 収支報告書（平成 23 年 3 月 22 日 表 裏）
- 2 8 調査委託について（届出）平成 22 年 11 月 30 日
- 2 9 調査委託について（報告）平成 23 年 1 月 31 日
- 3 0 領収書（¥ 1, 8 0 0, 0 0 0）平成 23 年 1 月 31 日
- 3 1 収支報告書（平成 24 年 5 月 18 日）
- 3 2 調査委託について（届出）平成 23 年 7 月 5 日
- 3 3 調査委託について（報告）平成 23 年 9 月 15 日
- 3 4 調査委託について（届出）平成 23 年 7 月 29 日
- 3 5 調査委託について（報告）平成 23 年 9 月 5 日
- 3 6 調査委託について（届出）平成 23 年 10 月 1 日
- 3 7 調査委託について（報告）平成 23 年 12 月 30 日
- 3 8 領収書（¥ 1, 1 5 5, 0 0 0）平成 23 年 9 月 15 日
- 3 9 領収書（¥ 6 3 0, 0 0 0）平成 23 年 9 月 16 日
- 4 0 領収書（¥ 1, 0 5 0, 0 0 0）平成 23 年 9 月 15 日
- 4 1 収支報告書（平成 25 年 5 月 20 日）
- 4 2 調査委託について（届出）平成 24 年 10 月 1 日
- 4 3 調査委託について（報告）平成 25 年 3 月 11 日
- 4 4 領収書（¥ 8 4 0, 0 0 0）平成 25 年 2 月 28 日
- 4 5 収支報告書（平成 26 年 5 月 20 日）
- 4 6 調査委託について（届出）平成 25 年 11 月 30 日
- 4 7 調査委託について（報告）平成 26 年 1 月 31 日
- 4 8 領収書（¥ 2, 1 0 0, 0 0 0）平成 26 年 1 月 31 日
- 4 9 収支報告書（平成 27 年 5 月 20 日）
- 5 0 調査委託について（届出）平成 27 年 2 月 1 日

- 5 1 調査委託について（報告）平成 27 年 3 月 3 日
 - 5 2 調査委託について（届出）平成 27 年 1 月 1 日
 - 5 3 調査委託について（報告）平成 27 年 2 月 1 日
 - 5 4 調査委託について（届出）平成 26 年 11 月 30 日
 - 5 5 調査委託について（報告）平成 26 年 12 月 28 日
 - 5 6 調査委託について（届出）平成 26 年 10 月 30 日
 - 5 7 調査委託について（報告）平成 26 年 12 月 1 日
 - 5 8 調査委託について（届出）平成 26 年 7 月 1 日
 - 5 9 調査委託について（報告）平成 27 年 10 月 6 日
 - 6 0 領収書（¥ 4 3 2、0 0 0）平成 26 年 9 月 30 日
 - 6 1 領収書（¥ 4 3 2,0 0 0）平成 26 年 12 月 10 日
 - 6 2 領収書（¥ 8 6 4,0 0 0）平成 27 年 1 月 15 日
 - 6 3 領収書（¥ 5 4 0,0 0 0）平成 27 年 2 月 3 日
 - 6 4 領収書（¥ 1,0 8 0,0 0 0）平成 27 年 3 月 5 日
 - 6 7 平成 23 年度 神戸市予算に関する市民意識調査
 - 6 8 議会改革に関する市民意識調査
 - 6 9 地域医療における中央病院の役割に対する市民意識調査
 - 7 0 神戸市職員の待遇処遇に対する市民意識調査
 - 7 1 障害者福祉施策、特別支援学校の在り方等に対する市民意識調査
 - 7 2 平成 26 年度 神戸市予算に関する市民意識調査
 - 7 3 国民健康保険の保険料の在り方に対する市民意識調査
 - 7 4 都心部再開発及び交通網整備等に関する市民意識調査
 - 7 5 平成 27 年度神戸市予算編成における「選択と集中」に関する市民意向調査
 - 7 6 地域コミュニティーバスのあり方と小型バスに対する神戸市バスの現状認識
 - 7 7 介護保険料改正に伴う市民意識の動向調査
- （* 2 6 ~ 7 7 はカンスケ・インターナショナル株式会社に関連する資料）